

# 提案仕様書

(明石市地域医療のあり方検討にかかる調査支援業務委託)

## 1 業務目的

少子高齢化が進行するなか、市民一人ひとりが、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で最期を迎えることができる医療環境を整備していくことが必要となっている。このようななか、地域医療の中核を担う明石市立市民病院については、今後の変化する医療ニーズを踏まえた医療体制の構築とともに、施設の老朽化への対応が求められている。

こうしたなかで、地域における医療資源や受療動向等の現状を把握し、将来の人口推計を踏まえた上で、これからの地域医療のあり方を考察し、市民病院が担うべき役割や再整備の方向性を検討するために、庁内にプロジェクトチームを設置した。その検討を進めていく上で、地域医療の現状把握や将来予測、課題整理の実施等に際し、専門的な見地からの精密な調査やデータ分析が必要である。

本業務は、当該プロジェクトにおける調査・分析業務を支援するためのものである。

## 2 業務場所

明石市内（ただし、本市が必要と認める場合はその限りではない。）

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から2024年（令和6年）3月31日まで

ただし、履行期間内であっても、本市から個々の成果品等の提出指示があった場合においては、受託者はこれに従うものとする。

## 4 業務概要

### (1) 調査・分析

下記①から④について、必要となるデータや情報を収集し、調査・分析等を行い、報告書を作成すること。

#### ① 明石市全域の地域医療の現状把握・課題整理及び将来推計

ア 地域における医療提供体制や患者の疾病動向、受療動向等の現状について、東播磨医療圏や周辺地域の状況を踏まえた上で調査・分析を行い、地域の課題を整理すること。

イ 地域における将来的な人口動態を踏まえて医療需要を推計し、地域医療のあり方を整理すること。

- ・レセプトデータ分析：患者流出入状況調査、医療需要分析 など
- ・地域医療連携状況分析 など

#### ② 明石市立市民病院の現状把握・課題整理及び将来必要となる医療機能・体制

ア 医療機能や経営状況等の分析により市民病院の現状を把握した上で課題を整理すること。

イ 政策医療や地域包括ケアシステムの推進等の観点から市民病院に求められる役割を踏まえた上で、将来必要となる病院機能・規模などの診療体制について、他病院との機能分化・連携強化の可能性も含め、調査分析を行うこと。

- ・経営状況分析：財務諸表分析、収支構造ベンチマーク分析 など
- ・DPC データ分析：患者動向、将来必要病床数の推計 など

③ 明石市立市民病院の建物に関する概算事業費

- ア 既存建物の劣化状況を確認するとともに、既存建物を改修により継続活用した場合のハード面における制約等の課題を整理すること。
- イ 大規模改修・現地建替・新築移転の整備方法を仮定した場合、それぞれの整備スケジュール、概算の工事費や事業費等について整理すること。

④ 上記①②③を踏まえた長期的事業収支シミュレーション

- ・ 将来において想定する市民病院の病院機能・規模別に、大規模改修・現地建替・新築移転した場合のそれぞれの収支・回収計画についてシミュレーションすること。

(2) 報告書の作成

- ① 令和6年1月31日（水）までに調査・分析データを取りまとめ、報告書作成にあたっては、市と協議の上実施すること。
- ② 本業務委託にかかる業務報告書・関連資料等（A4版）12部及び電子データ（Microsoft Word等）、その他業務に伴う関連資料一式を提出するものとする。
- ③ 報告書については、平易な表現で図表化するなど視覚的にわかりやすいものとする。
- ④ 報告書の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、本市に帰属する。また、本市の許可なく成果物を他に利用、公表又は貸与してはならない。

5 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行すること。
- (2) 本業務にあたっては、単なる一般的な事例提供や助言にとどまらず、プロジェクトの進行状況に応じて積極的に支援すること。
- (3) 収集すべきデータの内容及びその取扱いについては、本市と協議のうえ決定し、実施すること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり本市から資料等の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに返却すること。
- (5) 本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了、または解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、業務委託の実施により知ることができた個人情報を他人に知らせてはならない。また、本市が貸与した個人情報が記録された資料を承諾なしに複製・利用してはならない。
- (7) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、すべて受託者の負担とする。
- (8) 業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じたことにより本市が協議を申し出た場合、受託者は受託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (9) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに双方で協議する。
- (10) 上記（1）～（9）の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補填させる場合がある。
- (11) 4に示した業務の遂行にあたり、地方独立行政法人明石市立市民病院が作成した既存資料（地方独立

行政法人明石市立市民病院『今後の病院体制のあり方に関する報告書(2022.3.4)』及び『地域医療構想の進捗を見据えた今後の病院体制のあり方検討部会資料(2021.11.12)』において、すでに調査された事項については、対象外とする。企画提案に際し、報告書及び資料の内容確認を希望する場合は、保健総務課（078-918-5414）に事前に連絡のうえ来所し、閲覧することができる。